



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *30 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 4
- *31 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)..... 5
- *32 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (考査課)..... 5
- *33 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 6
- *34 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (文化学術課)..... 19
- *35 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (地域振興課)..... 20
- *36 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (こころの健康推進課)..... 21
- *37 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 21
- *38 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (下水道課)..... 22
- *39 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 22
- *40 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ()..... 23
- *41 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 (監査委員事務局)..... 23
- *42 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 24

公布された条例のあらまし

◇ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、災害応急作業等手当の額の改定を行いました。(第16条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。その主な内容は、次のとお

りです。

(1) 県民税

ア 寄附金税額控除について、特例控除額の限度額を、所得割額の100分の20に相当する金額と7万2,000円とのいずれか低い金額とすることとしました。（第24条の2及び附則第6項の10関係）

イ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の県民税及び居住年が令和12年であるものまで延長することとしました。（附則第6項の6関係）

ウ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとしました。（附則第11項の7及び附則第14項の2の27～附則第14項の2の29関係）

(ア) 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとしました。

(イ) 各年度分の個人の県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとしました。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととしました。（附則第13項の4の2関係）

(2) 地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を受取るものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととしました。（第42条の13の11及び第42条の13の12関係）

(3) 不動産取得税

新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）及びその土地を適用対象から除外することとしました。（第42条の15及び第42条の24関係）

2 施行期日

令和9年1月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 附則第11項の7の改正規定（「同法第37条の14の2第6項」を「同条第6項」に改める部分に限る。）、附則第13項の2の改正規定（「同法第31条第1項」を「同条第1項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の4の改正規定（「同法第37条の11の2第2項」を「同条第2項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の25の改正規定（「同法第37条の14第1項」を「同条第1項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の27の改正規定（「同法第37条の14の2第1項各号」を「同条第1項各号」に改める部分に限る。）及び附則第14項の2の28の改正規定 公布の日

(2) 1の(1)エの改正規定、附則第6項の10の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、附則第6項の10の2の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項の12の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、附則第6項の14の改正規定、

同項の次に1項を加える改正規定、附則第13項の2の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定（（1）に掲げる改正規定を除く。）及び附則第13項の3の改正規定 令和10年1月1日

（3）1の（2）及び目次の改正規定 令和10年4月1日

（4）1の（3）の改正規定 令和11年4月1日

◇ 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県民文化会館の小ホールの利用料金の額の上限を改めることとしました。（別表第2第1項第1号関係）

2 施行期日

令和9年4月1日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県図柄ナンバープレート審議会を設置しました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第4条関係）

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第8条関係）

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第5条関係）

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 条例概要

屋外広告物法第28条の規定により、同法に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を白浜町が処理することとするとともに、広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に対してこれらの管理を義務付けることとしました。（第13条及び第28条関係）

2 施行期日

令和9年1月1日から施行します。ただし、第13条の改正規定は、令和8年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

屋外広告物法第28条の規定により、同法に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を白浜町が処理することとするに伴う所要の改正を行うこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和9年1月1日から施行します。

◇ 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第7条関係）

2 施行期日

令和8年9月24日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、災害応急手当の額の改定を行いました。（第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第30号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 その基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次号において「令」という。）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 その基準給与年額（令第173条の5第1項第2号に規定する地方警務官の</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 その基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次号において「令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 その基準給与年額（令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の</p>

基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方
警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数
を乗じて得た額
ア・イ 略

基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方
警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数
を乗じて得た額
ア・イ 略

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第31号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（災害応急作業等手当） 第16条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>1,070円</u> （大規模な災害として人事委員会が定める災害 に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440</u> <u>円</u>）とする。ただし、日没時から日出時までの 間に従事した場合は、その勤務1日につき<u>535</u> <u>円</u>（大規模な災害として人事委員会が定める災 害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>720</u> <u>円</u>）を加算することができる。</p>	<p>（災害応急作業等手当） 第16条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>800円</u>（ 大規模な災害として人事委員会が定める災害に 係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u> ）とする。ただし、日没時から日出時までの間 に従事した場合は、その勤務1日につき<u>400円</u> （大規模な災害として人事委員会が定める災害 に係る作業に従事した場合にあっては、<u>540円</u> ）を加算することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第32号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第24 3条の2の9（地方公営企業法（昭和27年法律 第292号）第34条において準用する場合を含む 。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務 で昭和64年1月7日前における事由によるもの は、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第24 3条の2の8（地方公営企業法（昭和27年法律 第292号）第34条において準用する場合を含む 。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務 で昭和64年1月7日前における事由によるもの は、将来に向かって免除する。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第33号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前（一部未施行）
<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節・第2節 略 第3節 地方消費税（第42条の13の2—<u>第42条の13の12</u>） 第4節～第11節 略 第3章 略 附則</p> <p>第2章 略</p> <p>（寄附金税額控除） 第24条の2 略 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u> (1)～(3) 略</p> <p>第3節 略</p> <p>（第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用） 第42条の13の11 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「<u>デジタルプラットフォーム</u>」という。）を介して行われるものであって、その対価について同項に規定する第一種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、<u>当該第一種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</u></p>	<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節・第2節 略 第3節 地方消費税（第42条の13の2—<u>第42条の13の11</u>） 第4節～第11節 略 第3章 略 附則</p> <p>第2章 略</p> <p>（寄附金税額控除） 第24条の2 略 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（<u>当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額</u>）とする。 (1)～(3) 略</p> <p>第3節 略</p> <p>（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用） 第42条の13の11 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内（法の施行地をいう。）において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「<u>電気通信利用役務の提供</u>」という。）が消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「<u>特定プラットフォーム事業者</u>」という。）を介して收受するものである場合には、<u>当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</u></p>

(第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)
 第42条の13の12 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

(不動産取得税の課税標準の特例)
 第42条の15 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、施行令第37条の16各号に定める住宅の建築に限る。)(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(第2号において「市街化調整区域」という。)のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第42条の24第1項において「特定区域内住宅」という。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの)について1,200万円を価格から控除する。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令で定める期間が5年以上であるものうち施行令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。)

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で施行規則で定めるもの

イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則で定めるもの

(不動産取得税の課税標準の特例)
 第42条の15 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、施行令第37条の16各号に定める住宅の建築に限る。))をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの)について1,200万円を価格から控除する。

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅(既存住宅(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの)以外の住宅で施行令第37条の19に規定するものをいう。第42条の24第3項において同じ。)のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準(第42条の27の2第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令で定めるものをいう。第42条の24第2項及び第3項において同じ。)を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。

4～6 略

7 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 前号の証明書の写しがない場合には次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の19第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ・ウ 略

(3) 略

8～11 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第42条の24 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(特定区域内住宅を除くものとし、施行令第39条の2の4第1項各号に定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で施行令第37条の17に規定するもの)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 略

2～9 略

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

5の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。次項第2号において同じ。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅(既存住宅(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの)以外の住宅で施行令第37条の18に規定するものをいう。第42条の24第3項において同じ。)のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準(第42条の27の2第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令で定めるものをいう。第42条の24第2項及び第3項において同じ。)を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。

4～6 略

7 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 前号の証明書の写しがない場合には次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ・ウ 略

(3) 略

8～11 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第42条の24 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令第39条の2の4第1項各号に定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で施行令第37条の17に規定するもの)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 略

2～9 略

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

5の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。次項において同じ。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

5の4 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 前項の規定により租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この号において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この号において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第18条を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この号の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者（県民税の所得割の納税義務者に限る。）につきこの号の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る前項に規定する県民税の所得割については、第22条の規定（障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額（老人扶養親族に係るものを除く。）及び特定親族特別控除額に関する部分に限る。）は、適用しない。

(2) 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この号において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項に規定する県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（附則第11項の7、附則第14項の2の27、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の32を除き、以下「前年」という。）の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第26条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

6の2 略

5の4 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして前項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する前項の規定の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

。

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（附則第14項の2の29を除き、以下「前年」という。）の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第26条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

6の2 略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
6の6 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の8及び附則第30項において「居住年」という。)が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第18項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

(2) 略

6の7 略

6の8 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、附則第14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の8及び附則第30項において「居住年」という。)が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 略

6の7 略

6の8 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、附則第14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の

適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(5) 略

6の10の2 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項（これらの規定を附則第6項の11の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

6の10の3 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び附則第6項の10（これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、附則第6項の10第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額）

6の12・6の13 略

適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) 略

6の10の2 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項（これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額）

6の12・6の13 略

6の14 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前2項の規定の適用については、前項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

6の14の2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての附則第6項の12及び附則第6項の13の規定の適用については、当分の間、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

11の6 略

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

11の7 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、附則第14項の2の25から第14項の2の27まで及び附則第14項の2の29において「非課税口座」という。）及び同条第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第14項の2の27及び附則第14項の2の29において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同条第4項第1号に規定する基準年（附則第14項の2の27及び附則第14項の2の29において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第14項の2の27及び附則第14項の2の29において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

11の8 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第14項の2の31、附則第14項の2の32及び附則第14項の2の34において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第14項の2の32及び附則第14項の2の34において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

6の14 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前2項の規定の適用については、前項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

11の6 略

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

11の7 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第14項の2の28、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

13の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の3まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の3まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の3において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4 略

13の4の2 附則第13項の2（附則第13項の3において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2又は附則第13項の3に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

13の4の3 略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

13の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4 略

13の4の2 略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

14の2の3 略

14の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第14項の2の15において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同条第2項に規定する譲渡をいう。以下この項、附則第14項の2の10、附則第14項の2の15及び附則第14項の2の20において同じ。）をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第14項の9の3を除き、以下「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の5 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の25 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同条第5項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）又は同条第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項及び附則第14項の2の27第1号から第3号までにおいて「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項から附則第14項の2の28までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の26 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び次項第4号において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じ

14の2の3 略

14の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第14項の2の15において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項、附則第14項の2の10、附則第14項の2の15及び附則第14項の2の20において同じ。）をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第14項の2の15、附則第14項の2の26、附則第14項の2の28及び附則第14項の2の29において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の5 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の25 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同条第5項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）又は同条第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項及び次項において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項及び次項において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の26 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時

た時に、その時における価額として施行令で定める金額(以下この項及び次項第2号から第5号までにおいて「払出し時の金額」という。)
により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、附則第14項及び前項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

における価額として施行令で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)
により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、附則第14項及び前項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の27 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- (1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。
- (2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還(同条第5項第6号ホ(i)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。)があった非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があった時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。
- (3) 契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

- (4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管又は返還による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

14の2の28 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

14の2の29 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があったときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の30 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項及び附則第14項の2の32において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項から附則第14項の2の33までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の31 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）又は

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の27 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項及び附則第14項の2の29において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項から附則第14項の2の30までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の28 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）又は

同条第5項第4号に規定する継続管理勘定（以下この項及び次項において「継続管理勘定」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額（以下この項及び次項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

同条第5項第4号に規定する継続管理勘定（以下この項及び次項において「継続管理勘定」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額（以下この項及び次項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の32・14の2の33 略

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

14の2の34 略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第1号	租税特別措置法第41条第2項から第18項まで若しくは第41条の2	略
略	略	略

29・30 略

14の2の29・14の2の30 略

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

14の2の31 略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2	略
略	略	略

29・30 略

備考 改正前欄中の附則第5項の3及び第5項の4の規定は、和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和6年和歌山県条例第51号）第3条の規定による改正後の規定である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第11項の7の改正規定（「同法第37条の14の2第6項」を「同条第6項」に改める部分に限る。）、附則第13項の2の改正規定（「同法第31条第1項」を「同条第1項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の4の改正規定（「同法第37条の11の2第2項」を「同条第2項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の25の改正規定（「同法第37条の14第1項」を「同条第1項」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の27の改正規定（「同法第37条の14の2第1項各号」を「同条第1項各号」に改める部分に限る。）及び附則第14項の2の28の改正規定 公布の日
 - (2) 附則第6項の10の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、附則第6項の10の2の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項の12の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、附則第6項の14の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第13項の2の前の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第13項の3の改正規定及び附則第13項の4の2を附則第13項の4の3とし、附則第13項の4の次に1項を加える改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和10年1月1日
 - (3) 目次及び第42条の13の11（見出しを含む。）の改正規定並びに同条の次に1項を加える改正規定並びに附則第6項の規定 令和10年4月1日
 - (4) 第42条の15第1項、第3項及び第7項並びに第42条の24第1項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定 令和11年4月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第2項及び附則第6項の10の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6項の6から第6項の8までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第13項の4の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第13項の2の土地等の譲渡について適用する。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の4の2の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」と、「特定都市河川浸水被害対策法」とあるのは「特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）」とする。
- （地方消費税に関する経過措置）
- 6 新条例第42条の13の12の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 7 新条例第42条の15第1項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第42条の24第1項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第34号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中

10,890円	15,180円	24,090円	25,190円	37,070円	43,670円
13,090円	18,370円	28,820円	30,140円	44,660円	52,250円
14,300円	20,020円	31,350円	32,780円	48,290円	56,650円
16,940円	23,870円	37,510円	38,940円	57,750円	67,980円
18,040円	25,190円	39,490円	41,140円	60,940円	71,610円
21,450円	30,140円	47,300円	49,500円	73,040円	85,910円
18,590円	26,180円	41,030円	43,120円	63,580円	74,800円
22,440円	31,570円	49,390円	51,590円	76,230円	89,540円

を

20,240円	28,270円	44,660円	46,750円	68,860円	80,960円
24,200円	33,990円	53,460円	55,990円	82,500円	97,020円

11,970円	16,690円	26,490円	27,700円	40,770円	48,030円
14,390円	20,200円	31,700円	33,150円	49,120円	57,470円
15,730円	22,020円	34,480円	36,050円	53,110円	62,310円
18,630円	26,250円	41,260円	42,830円	63,520円	74,770円
19,840円	27,700円	43,430円	45,250円	67,030円	78,770円
23,590円	33,150円	52,030円	54,450円	80,340円	94,500円
20,440円	28,790円	45,130円	47,430円	69,930円	82,280円
24,680円	34,720円	54,320円	56,740円	83,850円	98,490円
22,260円	31,090円	49,120円	51,420円	75,740円	89,050円
26,620円	37,380円	58,800円	61,580円	90,750円	106,720円

に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第35号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル	略	和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル	略

方式等事業者選定委員会		方式等事業者選定委員会	
和歌山県図柄ナンバープレート審議会	県が国土交通大臣に対して提案する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条の自動車登録番号標及び同法第73条の車両番号標の意匠についての審査並びにその制度についての重要事項の調査審議に関する事務		
略		略	
2・3 略		2・3 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第36号

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第37号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係</p>

る賠償額が100万円以上である場合とする。

る賠償額が100万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第38号

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</u></p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第39号

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理義務） 第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は<u>広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p>第27条 略</p> <p>（<u>景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲</u>） 第28条 <u>法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、白浜町が処理することとする。</u></p>	<p>（管理義務） 第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>第27条 略</p>

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県監査委員に関する条例（昭和27年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（請求、要求等に基づく監査）</p> <p>第7条 委員は、<u>法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の9第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（請求、要求等に基づく監査）</p> <p>第7条 委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第42号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（災害応急手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>1,120円</u>（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。</p> <p>3 略</p>	<p>（災害応急手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき840円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。